

R3... 改訂

危機管理マニュアル



「悲観的に準備し、楽観的に対処せよ」

人命尊重・

沈着冷静・

連絡の徹底

宮崎県立小林秀峰高等学校

目 次

I	はじめに	1
II	基本的事項	1
III	外部への対応上留意すべき事項	1
IV	事故発生時の体制	2
V	緊急連絡先一覧	3
VI	マニュアル表	
1	学校内における生徒の事故 <授業中>	4
2	学校外における生徒の事故 <登下校中等>	5
3	学校外における職員の事故	6
4	学校防災 <職員在勤中の火災>	7
5	学校防災 <職員等が不在中の火災>	8
6	学校防災 <職員在勤中の地震>	9.10
7	学校防災 <職員引率中の地震・津波>	11
8	学校防災 <職員・生徒が不在中の地震>	12
9	学校防災 <風水害発生>	13.14
	<風水害メモ>	15
10	学校内の事故 <いじめ・校内暴力等>	16
11	学校内外の事故<自殺>	17
12	学校内の事故 <不審者の侵入>	18
13	職員・生徒の健康管理 <感染症・食中毒発生>	19
14	データの漏えいがあったときの対応手順	20
VII	別 紙	
1	心肺蘇生とAEDの手順	21
2	生徒の引き渡し緊急連絡カード	22
	火山噴火災害対策マニュアル	23
I	防災計画	
1	避難勧告段階における学校の対策	24
2	噴火警戒レベル	25
3	本校独自の火山噴火ランク	25
II	指令系統	26
III	学校内組織	
	学校災害対策本部組織	26
IV	具体的な対策	
1	学校防災 <火山噴火ランク 3 >	27
2	学校防災 <職員在勤中の噴火ランク 2 >	28
3	学校防災 <職員・生徒が不在中の噴火ランク 2 >	29
4	学校防災 <職員在勤中の噴火ランク 1 >	30
V	防災関係機関連絡窓口	31
VI	火山噴火防災について	32.33

小林秀峰高等学校の危機管理

I はじめに

このマニュアルは、本校における危機管理の手順や手だて・方法等を示すものである。ただし、原則的な対応を示すもので、個々の状況すべてに当てはまるものではない。**対応に当たっては、機械的な処理に陥らず**、次に示す基本的事項を踏まえ、各々の状況や場面に応じ、沈着・冷静・確実に最も適切な措置を取ることに努めなければならない。

II 基本的事項

- 1 人命尊重を第一義に進める。
- 2 保護者等関係者の心情に配慮し、誠意と責任を持って当たる。
- 3 発生した事項、場所、時刻、原因、経過等の状況を的確に把握して記録する。
- 4 外部（報道機関等）への対応は、窓口（校長又は副校長(教頭)）を一本化する。
- 5 調査した内容や状況を外部に連絡・広報する際は事実のみを示し、推測や予想を差し挟まない
- 6 日常的に関係職員の連携を密にし、報告、連絡、相談、記録等を確実に行う。
- 7 原因等の究明を行い、事故の再発を防止するための対応策を検討する。
- 8 防災については、**校内防災レベル1～3の3段階**で対応する。

レベル3：自治体単位避難相当、社会システムが重大なダメージを受け本マニュアルでは対応できない状態。

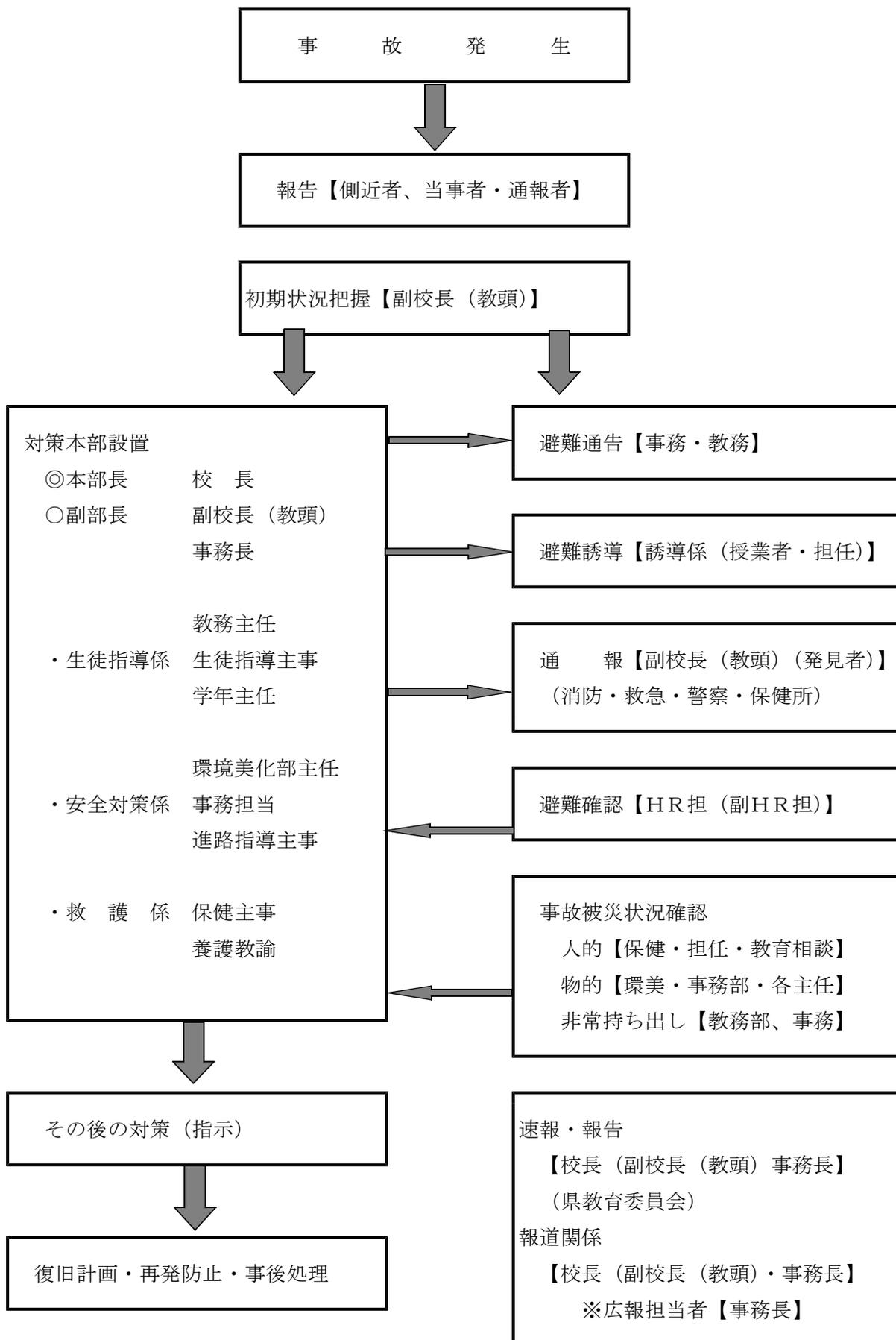
レベル2：避難等を必要とする状態。**危機管理マニュアルを対応の参考にする。**

レベル1：注意情報を伝えるが学校活動は通常通り。

III 外部への対応上留意すべき事項

- 1 県教育委員会と連携を密にし、事実関係のみを報告する。
- 2 外部への対応は、窓口（校長又は副校長(教頭)）を一本化し、電話等での問合せには注意する。
- 3 プライバシー保護の観点から当事者の姓名等の公表は、原則おこなわない。
- 4 事故までの経緯、学校の取った措置等については、推測や予想では語らないようにし、事実のみを話す。
- 5 事故については冷静に受け止め、責任回避のないように、心して事に当たるとともに、最高責任者である校長が学校としての責任を持って話す。
- 6 報道機関等の会見が必要な場合は、各社ばらばらに行わず、会見時刻と場所を設定して臨む。
- 7 職員や生徒、保護者の批判に当たる言葉や差別用語は絶対に使わない。

IV 事故発生時の体制



V 緊急連絡先一覧

① 警察・消防

消防署・救急車	☎ 1 1 9
中央消防署警防指令課	☎ 2 3 - 0 1 1 9
中央消防署（代表）	☎ 2 3 - 2 0 1 3
警察署（緊急）	☎ 1 1 0
小林警察署	☎ 2 3 - 0 1 1 0

② 学校医

前田内科医院（内科） 小林市細野 2 7 5 9 - 1	☎ 2 2 - 5 8 0 2
花田耳鼻咽喉科（耳鼻咽喉科） 小林市堤 2 8 8 2 - 1 0	☎ 2 4 - 5 1 0 0
針貝眼科医院（眼科） 小林市細野 1 5 8	☎ 2 2 - 2 3 2 2
大坪歯科医院（歯科） 小林市堤 2 9 6 1 - 3 7	☎ 2 3 - 4 4 8 8

③ 病院関係

小林市立病院	☎ 2 3 - 4 7 1 1
園田病院	☎ 2 2 - 2 2 2 1
前原病院	☎ 2 3 - 1 7 1 1
池田病院	☎ 2 3 - 3 5 3 5
押領司病院	☎ 2 2 - 3 1 3 1
小林中央眼科	☎ 2 3 - 5 3 0 0
桑原皮膚科医院	☎ 2 2 - 5 5 2 8
国民健康保険高原病院	☎ 4 2 - 1 0 2 2
川井田医院	☎ 4 2 - 2 0 0 0
ふきやま霧島東麓クリニック	☎ 2 5 - 6 0 1 0

④ 県教育委員会(0985)

教育政策課	☎ 2 6 - 7 2 3 3 FAX 2 6 - 7 3 0 6
高校教育課	☎ 2 6 - 7 2 3 7 FAX 2 6 - 0 7 2 1
教職員課（職員の被災、事故等）	☎ 2 6 - 7 2 4 0 FAX 2 8 - 2 7 5 7
人権同和教育課（生徒の被災、問題行動等）	☎ 2 6 - 7 2 5 2 FAX 3 2 - 4 4 7 6
財務福利課（施設設備の被害）	☎ 2 6 - 7 2 3 6 FAX 2 0 - 1 1 6 4
スポーツ振興課	☎ 2 6 - 7 2 4 7 FAX 2 6 - 7 3 3 9

VI マニュアル表

1 学校内における生徒の事故 <授業中>

チェック

事故発生 ↓		時刻の確認□ (:)
救命措置 ↓	授業担当者（又は生徒）が救命措置を実施し、同時に応援を求める。 【判断】→保健室へ搬送するか。その場で処置するか。 その場から離れない事。	時刻の確認□ (:)
通 報 ↓	必要に応じて119番通報 ①学校名、②事故や容体の概要、③当事者の年齢（学年）、④性別、⑤氏名 ⑥本校の電話番号、⑦救急車進入場所、⑧通報者の氏名など ☎0984-23-2252	時刻の確認□ (:)
応急措置 ↓	【養護教諭・保健主事・体育科職員・担任等】 応急措置 ★生徒の動揺を静める。	時刻の確認□ (:)
病院搬送 ↓	【生徒指導部等】救急車の誘導→【養護教諭・担任等】が付き添う。	時刻の確認□ (:)
状況調査 ↓	【副校長(教頭)】が状況把握者・生徒・担当者を調査し【教務主任】が記録する。 [学級、氏名、性別、発生場所、時刻、発生状況、原因、経過、搬送先病院、 保護者名、保護者との連絡状況など] →【校長】に報告	
状態報告 ↓	病院から学校【副校長(教頭)】へ報告する。 必要に応じ臨時職員会議を開く [到着時刻、傷病名とその程度、治療の状況、病院へは誰が行っているかなど]	
関係諸機関への連絡	病院からの状態報告により、傷病の程度に応じマスコミ等の対応、県教育委員会への報告は【校長】が判断する。	

留意事項

- (1) 保護者への連絡は、過剰な動揺を招かないように、次の事項を落ち着いて連絡する。
[事故等の状況、傷病の程度、搬送先病院、必要に応じ保険証持参等]
- (2) 加害者がいる場合は、その保護者へも状況説明の連絡をする。
- (3) 必要に応じ、校長・副校長(教頭)も病院へ赴く。
- (4) 保護者を落ち着かせるために、最大限の努力をするとともに、誠意を尽くす心で臨む。
- (5) 報道関係者や外部者等への対応は、校長又は副校長(教頭)が行う。(発表文案の作成と点検)
- (6) 必要に応じ、善後策を協議する。(対策本部)

2 学校外における生徒の事故 <登下校中等>

チェック

事故発生 ↓		時刻の確認□ (:)
連絡受信 ↓	学年、HR、氏名、性別、発生場所、時刻、事故や怪我の状況、対応状況（搬送先病院名）等について、可能な限り聴取して記録する。相手がいれば、氏名、年齢、性別、住所、電話番号等を聞く。保護者への連絡は済んでいるかを確認する。	時刻の確認□ (:)
連絡体制 ↓	受報者が職員の場合→【副校長(教頭)】に直ちに状況を報告する。→【校長】へ報告 【副校長(教頭)】→【担任・生徒指導主事・学年主任】へ連絡する。 →必要に応じ現場へ急行	時刻の確認□ (:)
状況確認 ↓	【担任または関係職員】は搬送先病院へ行く。状況を記録する。 ★必要に応じ【副校長(教頭)】も病院へ赴く。 ★異常事態であることを忘れず、その感情を理解して対応する。 【生徒指導主事】は、事故現場に赴き、現場の確認と状況の聴取等を行う。 ★必要に応じ【交通係】を伴う。必要事項を記録する。	時刻の確認□ (:) 時刻の確認□ (:)
状態報告 ↓	【担任・養護教諭生徒指導主事】必要に応じ臨時職員会議を開く 緊急を要する場合は、できるだけ早く学校【副校長(教頭)】へその旨連絡する。 その他の場合は、見舞いが終わってから、詳しい〔発生場所、時刻、発生状況、原因、事故や怪我の状況、経過、搬送先病院、保護者の状況など〕を【副校長(教頭)】へ報告する。	
関係諸機関への連絡	事故の内容により、マスコミ等の対応、県教育委員会への報告は【校長】が判断する。	

留意事項

- (1) 保護者への連絡は、過剰な動揺を招かないように、次の事項を落ち着いて連絡する。
[事故等の状況、傷病の程度、搬送先病院、必要に応じ保険証持参等]
- (2) 加害者がいる場合は、氏名、住所、電話番号、勤め先（可能な限り）を聞いておく。
- (3) 必要に応じ、校長・副校長(教頭)も病院へ赴く。
- (4) 重大事故の場合は、保護者を落ち着かせるために最大限の努力をする。
- (5) 報道関係者や外部者等への対応は、校長又は副校長(教頭)が行う。(発表文案の作成と点検)
- (6) 必要に応じ、善後策を協議する。(対策本部)

3 学校外における職員の事故

チェック

事故発生 ↓	《当事者が電話をかけられる場合》
連絡受信 ↓	必ず、直接【校長・副校長(教頭)】に連絡する。 氏名、発生時刻、場所、事故の状況、対応の状況、相手方等についての確認など。 時刻の確認□ (:)
助言指導 ↓	【校長・副校長(教頭)】当事者の職員に、「誠意と責任」を持って最後まで事故の処理に対応することを指示するとともに、重大な事態に至ったとき、あるいは状況に変化があつて連絡する必要があるが生じたとき、また、処理が一応終わったときなど、適宜連絡するよう指示・指導する。
誠意対処 ↓	相手方が人命に関わる程度の重大な事故の場合 時刻の確認□ 【校長・副校長(教頭)】が直ちに現場又は病院へ出向き、相手方を見舞う。(:) 状況を把握する。
状況整理 ↓	事故処理が完全に終わっていない段階では、事故の原因まで言及することができないことを忘れず、双方の〔氏名、性別、年齢、住所、電話番号等、発生場所、時刻、その場の状況、事故発生の状況、双方の怪我等の状況、搬送先病院、現在までの対応状況など〕についてまとめる。 【副校長(教頭)】から【校長】に報告する。
関係諸機関への連絡	事故の内容により、マスコミ対応、県教育委員会への報告は【校長】が判断する。 人事委員会への報告(事務長)

事故発生 ↓	《当事者が電話をかけられない場合》 チェック <input checked="" type="checkbox"/>
連絡受信 ↓	受信者は、発生場所、状況等最大限の情報を得る努力をする。 可能な限り【校長・副校長(教頭)】が電話口で応対する。特に搬送先病院・通報者名等の確認を行う。 時刻の確認□ (:)
現場確認 ↓	【副校長(教頭)】事故発生現場に赴き、事故や現場の状況について確認する。
容態確認 ↓	【副校長(教頭)】搬送先病院へ行き、見舞い、容態を確認する。 時刻の確認□ (:)
状況報告 ↓	【副校長(教頭)】から【校長】に報告する。 〔事故発生場所、時刻、容態、相手方の氏名・性別・年齢・住所、搬送先病院、現在までの対応状況など〕についてまとめる。
関係諸機関への連絡	事故の内容により、マスコミ対応、県教育委員会への報告は【校長】が判断する。 人事委員会への報告(事務長)

4 学校防災 <職員在勤中の火災>

チェック

火災発生 ↓	【現場近くの職員・生徒】初期消火及び連絡→【副校長(教頭)・事務長】 →【校長】へ連絡 時刻の確認□ (:)
避難通報	火災の状況に応じて避難経路と避難場所を確認し緊急放送を流す。 【事務】「ただ今〇〇で火災が発生しました。生徒のみなさんは先生の指示に従って避難場所〇〇へ避難してください」(校舎から退避するまで繰り返す) 時刻の確認□ (:)
火災通報 通報内容 (通報例)	【副校長(教頭)・事務長・発見者】=判断 火災の状況に応じて119番通報 ①学校名、②時間(つい先ほど)、③場所(校内の〇〇で)、④火災発生、 ⑤消火出動依頼、⑥本校の電話番号、⑦通報者の氏名など 「私は小林秀峰高校の〇〇です。つい先ほど、校内の〇〇で火災が発生しました。すぐ消火出動をお願いします。・・・」 時刻の確認□ (:)
避難誘導 ↓	【担任・授業担当者】 避難指示によって無言で整然と避難させる。
避難確認 ↓	【担任】避難集合後直ちに人員点呼→【学年主任】に報告→【副校長(教頭)】に報告 【生徒指導部員】は可能な限り校内を回り、生徒の避難が終了しているか確認 【生徒指導主事】は、避難状況を【校長】に報告する。 生徒には、避難場所から勝手に離れないように指示する。 時刻の確認□ (:)
非常持出 ↓	本校防災組織の搬出班(学校要覧参照)は、各室の【火元取締責任者】の指示により搬出作業を行う。★消火活動の邪魔にならない範囲で行う。
救護 ↓	【養護教諭・保健部員】は怪我人等がいる場合は、その処置に当たる。
鎮火処理 ↓	生徒の処置、搬出物の処置、現場検証の立合、報告書の準備など
事情聴取	【校長・副校長(教頭)】が対応し、他の職員は校長の指示があるまで待機する。
関係諸機関への連絡	情報の整理、マスコミ等の対応、事故報告書等の作成と県教育委員会への報告、再発防止等の検討。

非常持出品

- 指導要録、学校沿革史、卒業証書授与台帳 ← 事務・教務
- 学校日誌、休暇処理簿、出勤簿、公文書綴 ← 副校長(教頭)・教務
- 保健日誌、健康診断票 ← 保健室
- 職員履歴書、備品台帳、その他の証書類 ← 事務
- 各教科・学科・部署での書類

5 学校防災 <職員等が不在中の火災>

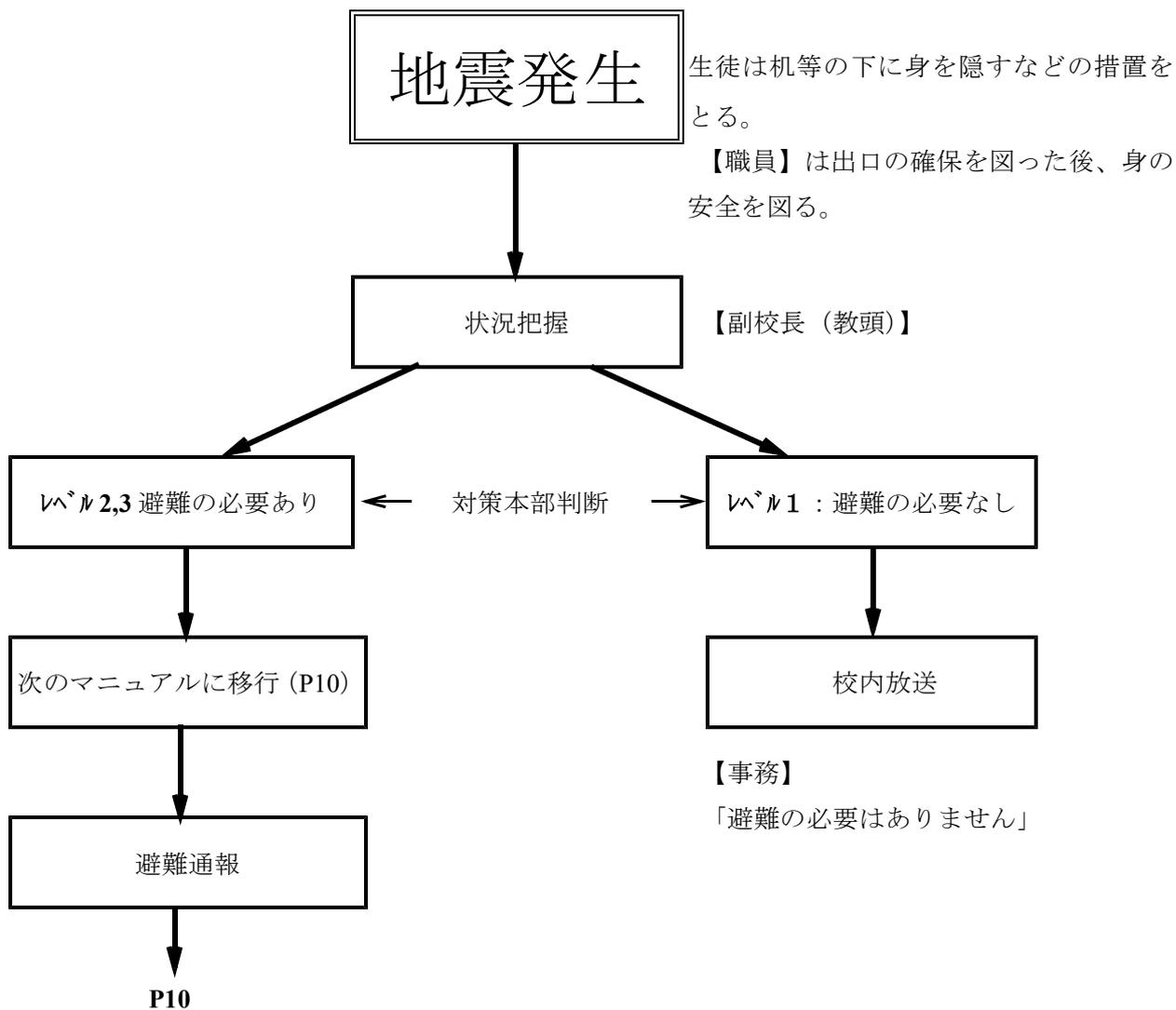
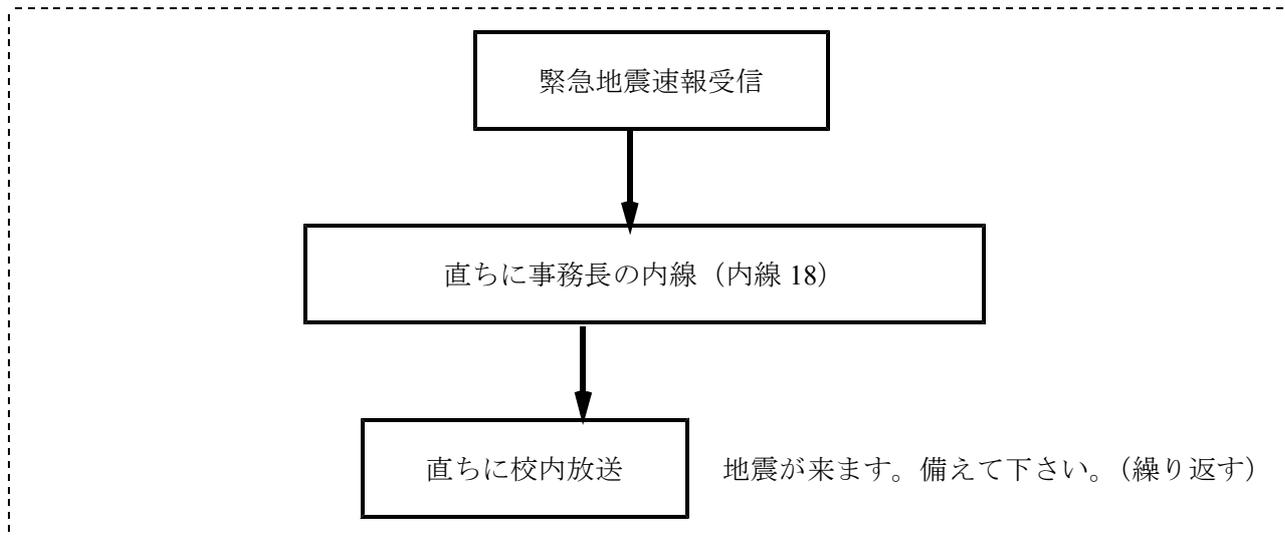
チェック

火災発生 ↓	火災発生受信→必ず【校長】へ連絡する。	時刻の確認□ (:)
非常出勤 ↓	【副校長(教頭)】は、【校長】の指揮の下、安心安全メールにより全職員に連絡し必要ならば出勤させる。	
非常持出 ↓	可能な場合は、【集合した職員】で搬出作業を行う。 ★消火活動に当たっている消防署現地監督者の指示(了解)を受け、判断は【校長】が行う。	
鎮火後の 処 理 ↓	鎮火後、又は搬出作業終了後直ちに、臨時職員会議を開き、次の事項を協議する。 ① 前日の戸締り状況 ② ガスなどの使用状況 ③ 電気器具等の使用状況 ④ その他の火気に関する状況 ⑤ その他、現場の施設設備管理の状況	
報 告 ↓	【副校長(教頭)】は県教育委員会へ第一報を報告する。	
事情聴取 ↓	【校長・副校長(教頭)】が対応し、他の職員は校長の指示があるまで待機する。	
関係諸機関への連絡	情報の整理、マスコミ等の対応、事故報告書等の作成と県教教育委員会への報告、再発防止等の検討。	

災害時はそこにいる人、そこにある物で対応しなければならない。
想像力を生かして最善をつくすことが大切である。

6 学校防災 <職員在勤中の地震>

チェック



〈前ページから〉

地震発生 ↓	生徒は机等の下に身を隠すなどの措置をとる。 【職員】は出口の確保を図った後、身の安全を図る。
状況把握 ↓	揺れが収まったら、避難路や落下物等の点検を行う。→【副校長（教頭）・事務長】へ報告する。
避難通報 (レベル2以上)	【事務】放送設備が使用可能な場合は、次の内容の放送をする。 「揺れが収まったようです。避難路に従って避難場所〇〇へ避難してください。余震による落下物など大変危険ですので、注意して整然と避難してください」(繰り返す)
火災通報	【副校長(教頭)・事務長・発見者】=判断 火災が発生した場合は、状況に応じて 119番通報
通報内容 (通報例) ↓	①学校名 ②時間(つい先ほど) ③場所(校内の〇〇で) ④火災発生 ⑤消火出動依頼 ⑥本校の電話番号 ⑦通報者の氏名など 「私は小林秀峰高校の〇〇です。つい先ほど、校内の〇〇で火災が発生しました。 すぐ消火出動をお願いします。・・・」 時刻の確認□ (:)
避難誘導 ↓	【担任・授業担当者】避難指示によって無言で整然と避難させる。
避難確認 ↓	【担任】避難集合後直ちに人員点呼→【副校長(教頭)】に報告 【生徒指導部員】は可能な限り校内を回り、生徒の避難が終了しているか確認 【副校長(教頭)】は、避難状況を【校長】に報告する。 不明の生徒がいる場合は、必ず2名1組で搜索する。 生徒には、避難場所から勝手に離れないように指示する。 時刻の確認□ (:)
救護 ↓	【養護教諭・保健部員】怪我人等がいる場合は、その処置に当たる。
生徒下校 (注意) ↓	【担任】は、出席簿(名票)に生徒名を自筆で記入させる。 下校経路の安全が確保されていることを確認して【校長】の指示の下で下校させる。 大規模震災で、生徒を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合 【生徒引き渡しカード】を作成して、保護者の署名により、生徒を保護者に引き渡し、保護者と一緒に下校させる。
善後策の協議 ↓	必要に応じて行う。
関係諸機関への連絡	被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について【校長】が連絡・報告する。→[県教育委員会]

7 学校防災 <職員引率中の地震・津波>

チェック

地震発生 ↓	生徒は近くの安全な場所に身を隠すなどの措置をとる。 【引率職員】は屋内であれば身の安全を図りつつ出口の確保を図る。
状況把握 ↓ 1次避難	揺れが収まったら、避難路の状況を点検する。安全を図りつつ状況の把握に努める。 生徒に「揺れが収まったようです。安全な避難路は〇〇の方向です。その方向を経て1次避難場所〇〇へ避難します。余震による落下物など大変危険ですので、注意して整然と避難しましょう。津波予報の確認をしますから、先生から離れないでください。」と呼びかける。(繰返す) 1次避難場所に到着し、生徒代表に人員点呼をさせ、報告を受ける。
津波予報 確認	地震発生後、速やかにテレビ・携帯ワンセグ放送等により津波予報を確認する。 注意報・警報の発表あり →到達予想時刻、予想される津波の高さ等 生徒に「大津波警報、津波警報（注意報、予報）が出ました。予想される津波の高さ〇〇。第1波の到達予想時刻は〇〇：〇〇です。」と呼びかける。(繰返す)
避難指示 避難誘導 ↓ 2次避難	津波の規模や到達予想時刻等の発令内容に応じて、津波に対応した2次避難場所へ誘導する。 生徒に「この状況で一番安全な場所は〇〇です。周囲に気を付けながら、安全に、各自で急いで避難しましょう。避難場所に着いたら点呼をします。」と呼びかける。(繰返す)
避難確認 ↓ 安否報告	【引率職員】2次避難集合後、直ちに人員点呼→(【引率責任者】に報告) 【引率職員】(【引率責任者】)は、避難状況を【校長・副校長(教頭)】に報告する。 生徒には、避難場所から勝手に離れないように指示する。同時に携帯電話やメールが使えるら、保護者に安否を知らせるよう指示する。時刻の確認□ (:)
情報収集 ↓ 帰還 または 避難滞在	旅行先からすぐに帰還できるか、できない場合の滞在先はどうするか、情報を集める。 見通しを立て、【校長・副校長(教頭)】に報告し指示を仰ぐ。【校長・副校長(教頭)】は家庭連絡を行う。 ・旅行先から学校・地元への帰還がすぐにできるか、情報収集を行う。 テレビ・ラジオ・防災無線等によりその後の余震・津波予報や交通機関の運行状況などを確認する。 ・旅行先の地域の避難所に関する情報を収集する。
帰還 生徒下校 (注意) ↓	なるべく早期の帰還を図る。その間、必要があり可能ならば【校長・副校長(教頭)】は現場に出向き、直接指揮を執る。 大規模震災で、生徒を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合 [生徒引き渡しカード]を作成して、保護者の署名により、生徒を保護者に引き渡し、保護者と一緒に下校させる。
善後策の 協議 ↓	必要に応じて行う。
関係諸機関への連絡	被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について【校長】が連絡・報告する。 → [県教育委員会]

8 学校防災 <職員・生徒が不在中の地震>

チェック

地震発生 ↓	重大な災害をもたらす地震の場合で、学校にも被害が予想されるとき。
被害状況 確認 ↓	【校長・副校長（教頭）・事務長】が学校に来て、被害状況を把握する。 地域の被災状況も可能な限り把握する。
職員連絡 (内容) ↓	【副校長(教頭)】→【全職員に安心安全メールによる連絡】 安心安全メールにより、可能な限り職員の出勤を要請するとともに、各職員の被災状況の把握にも努める。 安心安全メールにより次の事項を連絡『この度の地震に際し、善後策を協議して対策を講ずる必要がありますので、可能な限り出勤してください。また、先生方の被災状況について、報告の必要があるものについては管理職まで連絡してください。』
生徒確認 (内容) ↓	【担任または副校長（教頭）】→ 安心安全メールにより次の事項を連絡『今の地震で、生徒本人は怪我などしていませんか。被害の状況と連絡先などを担任に知らせてください。』 ↓ 安心安全メール未登録者には、担任が直接連絡をする。
報告 ↓	【校長】は、学校及び生徒の被災状況を県教育委員会へ一報を報告する。 当面考えている対応策についても概略を伝えておく。
緊急対策 会議	本部は現在の状況確認、不足する情報収集の方法の確認・伝達手段の確保、緊急避難場所となった場合学校管理体制、当面の生徒の措置、出勤不能の職員の措置等を講ずる。
関係諸機関への連絡	情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスコミ等との対応。
留意事項	学校は緊急避難場所として地域住民が避難してくることが予想される。 職員は、地域の対策本部や救助組織と連携した援助活動が求められる。

9 学校防災 <風水害発生>

チェック

<p>風水害発生</p> <p>↓</p>	<p>【校長】事前に重大な災害が予想される場合には、生徒へ自宅待機や下校を命じ、【全職員】は施設設備等への被害防止のための措置を講ずる。</p> <p>【校長】は【担任】を通して生徒へ下校を命じる場合には、次の事項に配慮する。</p> <p>①生徒の下校の時機 ②下校の方法 ③安全指導の内容 ④保護者への連絡</p>
<p>被害状況確認</p> <p>↓</p>	<p>休日、祝祭日の場合【校長・副校長(教頭)・事務長】が学校に来て、被害状況を把握する。地域の被災状況も可能な限り把握する。</p>
<p>職員連絡</p> <p>(内容)</p> <p>↓</p>	<p>【副校長(教頭)】→【全職員】 安心安全メールで、可能な限り職員の出勤を要請するとともに、各職員の被災状況の把握にも努める。</p> <p>安心安全メールにより『この度の風水害に際し、善後策を協議して対策を講ずる必要がありますので、可能な限り出勤してください。また、先生方の被災状況について、報告の必要があるものについては管理職まで連絡してください』</p>
<p>生徒確認</p> <p>(内容)</p> <p>↓</p>	<p>【担任または副校長(教頭)】→ 安心安全メールにより次の事項を連絡『今の風水害で、生徒本人は怪我などしていませんか。被害の状況と連絡先などを担任に知らせてください。』</p> <p>安心安全メール未登録者には、担任が直接連絡をする。</p>
<p>報告</p> <p>↓</p>	<p>【校長】は、学校及び生徒の被災状況を県教育委員会へ一報を報告する。当面考えている対応策についても概略を伝えておく。</p> <p>避難場所としての受け入れ体制についても、地域との連携に配慮する。</p>
<p>緊急対策会議</p>	<p>本部は現在の状況確認、不足する情報収集の方法の確認・伝達手段の確保、緊急避難場所となった場合の学校管理体制、当面の生徒の措置、出勤不可能な職員の措置等を講ずる。</p>
<p>関係諸機関への連絡</p>	<p>情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスコミ等との対応。</p>
<p>留意事項</p>	<p>学校は緊急避難場所として地域住民が避難してくることが予想される。</p> <p>職員は、地域の対策本部や救助組織と連携した援助活動が求められる。</p>

生徒不在時の風水害・火災・地震・他被災時における連絡方法

校長、副校長（教頭）、事務長で協議し、生徒及び職員の措置について次の項目を検討する

◎ 生徒の措置 「安心安全メール、HPによる連絡文」

臨時休校	〇〇のため、本日は臨時休校とします。連絡事項は〇〇です。なお確認ができた方は、担任への報告をお願いします。
始業を遅らせて登校	〇〇のため、本日は〇〇時登校とします。連絡事項は〇〇です。なお、確認ができた方は、担任への報告をお願いします。
自宅待機	〇〇のため、本日は自宅待機とします。（次の連絡があるまで、自宅で待機してください）連絡事項は〇〇です。なお確認ができた方は、担任への報告をお願いします。

※ 安心安全メール未登録者には、担任が直接連絡をする。

◎ 職員の措置 「安心安全メールによる連絡文」

出勤	〇〇の状況ですが、通勤経路の安全を確認の上出勤してください。なお通勤経路寸断等のより通勤不可能な場合はその旨連絡をお願いします。
指定時刻出勤	〇〇のため、本日は〇〇時に（風雨が治まってから）出勤するようにしてください。なお、それまでは自宅待機をお願いします。
自宅待機	〇〇のため、本日は次の連絡が届くまで自宅で待機してください。なお、次の連絡は、〇〇時頃になる予定です。

10 学校内の事故 <いじめ・校内暴力等>

チェック

発見 発見 発見 ↓	<p>このような事故については【全職員】が常に、発見に努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">期日・時間の確認□ (月 日 :)</p>
報告 ↓	<p>いじめ、校内暴力等が認められる場合は、直ちに【生徒指導主事】【副校長(教頭)】【校長】に報告しなければならない。</p> <p>必要に応じて県教育委員会へ第一報を報告。</p>
実態調査 ↓	<p>【担任】【副担任】は被害者、加害者双方に対して、交友の実態、言い分、意識等について聴取し、その全容を明らかにする努力をする。</p> <p>その際、特に被害者と思われる者には気を配り、すべてを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。</p> <p>いじめの場合、「いじめられる方にも問題がある」という認識は持たない。</p> <p style="text-align: right;">期日・時間の確認□ (月 日 :)</p>
各会議の 開催 ↓	<p>必要に応じて、運営委員会、職員会議、生徒指導委員会、教育相談委員会（いじめ不登校対策委員会）、同和教育推進委員会等を開催する。</p> <p>① 担任の報告 ② 実態の分析と考察 ③ 原因 ④ 今後の指導の在り方 ⑤ 全職員への協力体制 ⑥ 保護者への連絡事項並びに協力要請 ⑦ これまでに実施したこの問題に対する研修や取ってきた対策等々 について協議する。</p> <p style="text-align: right;">期日・時間の確認□ (月 日 :)</p>
全職員・ 保護者へ の協力要 請 ↓	<p>協議された指導方法に沿って【担任】、【生徒指導主事】、【生徒指導部】、【全職員】でそれぞれの立場で指導し、【担任】から保護者へも協力を要請する。</p> <p>必要に応じて〔全校集会〕を開催し、全生徒に呼びかける。</p>
関係諸機関への連絡	<p>【校長】の判断によって行う。</p> <p>情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスコミ等との対応、再発防止策等の検討。</p>

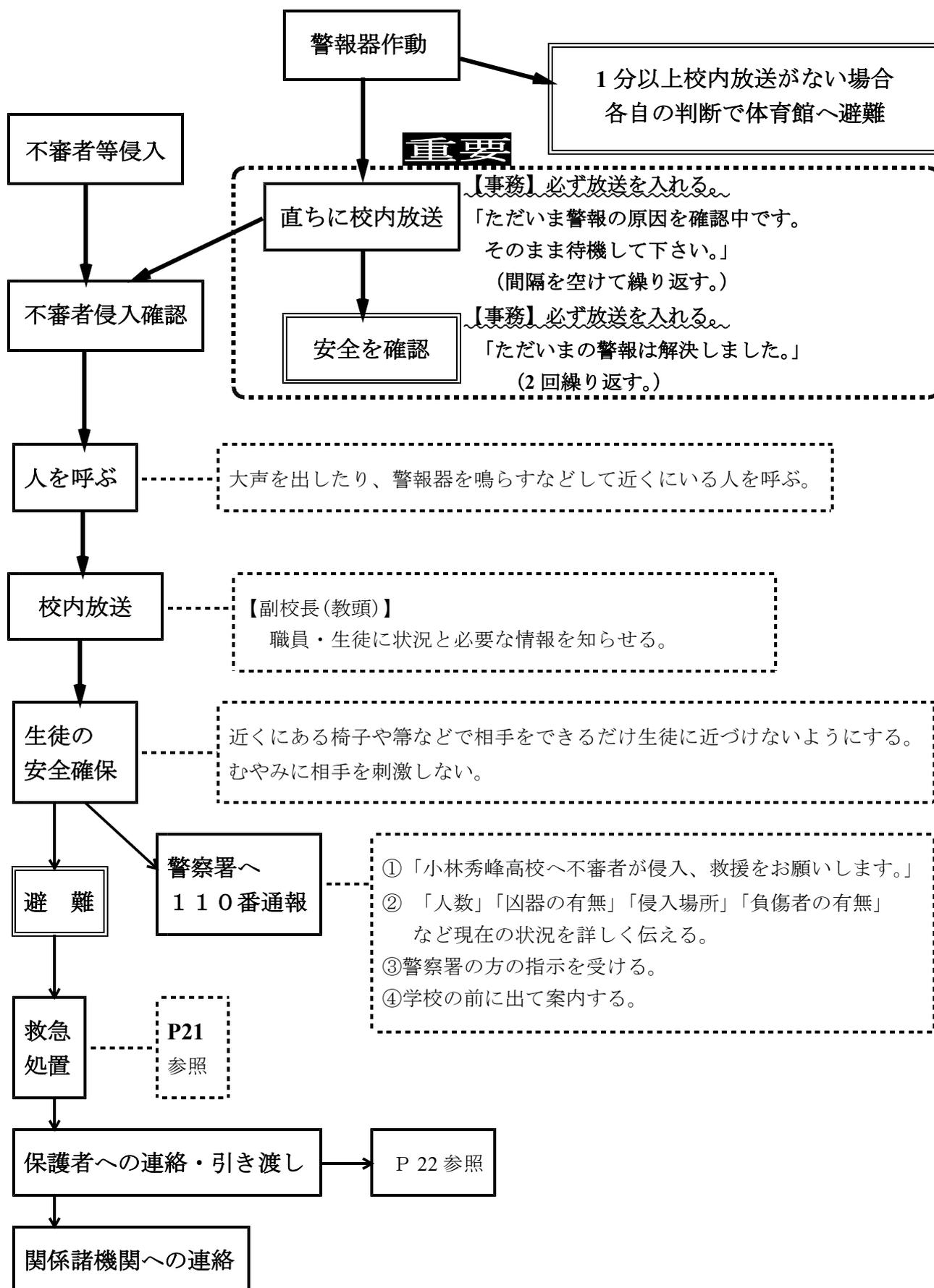
ある状況で正しいマニュアルも、別の状況では誤ったマニュアルになる。
マニュアルを過信せず自ら考えて行動することが大切である。

11 学校内外の事故 <自殺>

チェック

発 生 ↓	日頃より生徒の状況把握（友人や家族、心理状態等）に努め、生徒一人一人を見守る姿勢を持っておく。保護者や友人生徒からの連絡等により発生を知る場合がある 期日・時間の確認 <input type="checkbox"/> (月 日 :)
初期対応 ↓	学校はまず警察と十分に連絡を取り、その状況に応じた対応をとるとともに、県教育委員会と緊密に連携し、対応の手順に従い、遺族と連絡をとりながら背景調査を行う。 期日・時間の確認 <input type="checkbox"/> (月 日 :)
遺族対応 ↓	速やかに遺族と連絡を取り、遺族の要望・意見を聴取するとともに、その後の学校の対応方針等について説明を行い、学校の対応について遺族に承諾を受ける。 期日・時間の確認 <input type="checkbox"/> (月 日 :)
聞き取り 調 査 ↓	全職員から迅速に聞き取り調査を実施する。（当該生徒の状況等を中心に） 遺族の要望や心情等に配慮した上で、当該生徒と関わりの深い在校生からも迅速、かつ慎重に保護者了解の上で、聞き取り調査を実施する。 期日・時間の確認 <input type="checkbox"/> (月 日 :)
遺族への 説 明 ↓	聞き取り調査実施後、できるだけ速やかに、その経過や内容について、遺族に対して情報を開示し、説明をする。 期日・時間の確認 <input type="checkbox"/> (月 日 :)
詳細調査 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査については、遺族の承諾を得た上で実施する。 （事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が調査を望まない場合等においては、必要に応じて、具体的な調査を計画・実施する主体として、中立的な立場の調査委員会を設置して調査を行うことも併せて協議する。） ・詳しい調査を実施する場合には、遺族に対して、調査の目的や方法、入手した資料の取扱い、情報提供の在り方や調査結果の公表に関する方針など、調査計画について説明し、了解を得て行う。また、在校生及びその保護者に対しても、調査計画を説明し、了解を得て調査を行う。 ・調査の過程においては、遺族に対して、必要に応じて随時その状況について説明を行い、調査結果についても説明する。
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会と連携し、必要に応じて、生徒・保護者への説明、自宅待機等の措置を講じ、実施する。 ・調査結果をもとに課題を明らかにし、再発防止のための具体的な改善策を検討し、計画的かつ継続できる具体的な対策を行う。

12 学校内の事故 <不審者の侵入>



13 職員・生徒の健康管理 <感染症・食中毒発生>

チェック

1 職員が罹患した場合

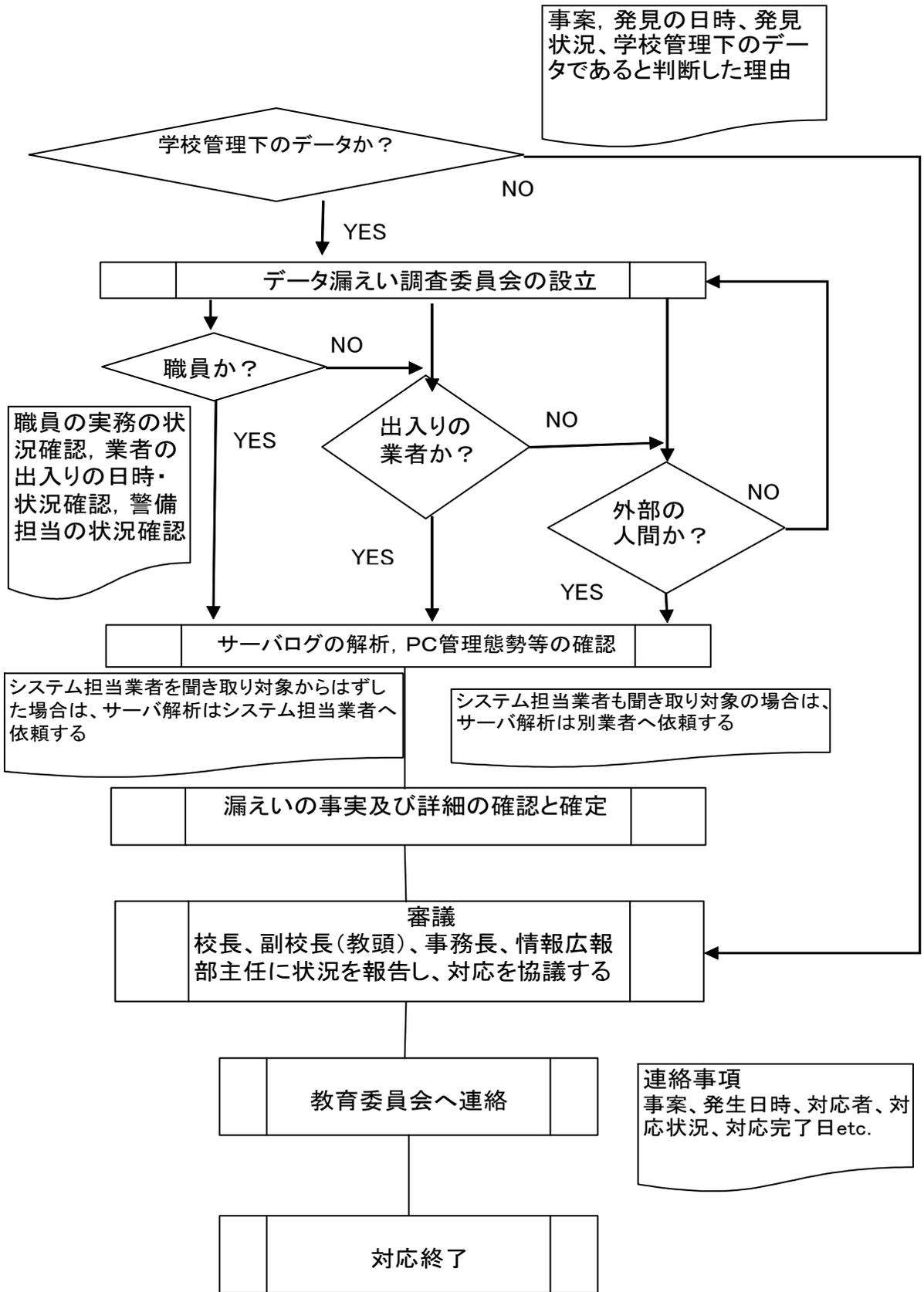
感染症・食中毒発生 ↓	感染症・食中毒と判明したならば、速やかに状況を【校長】へ報告する。 また【保健部】にも連絡する。
状況確認 ↓	数日間に接触した者へ連絡及び注意を伝える。
処置	医師の診断を受け、診断書を取り【校長】へ提出する。 完治又は他人へ感染がないと医師の判定が出るまでは、自宅で治療・待機する。
関係機関への連絡 ↓	感染症が報告された場合や食中毒が集団的に発生した場合には、【校長】は県教育委員会及び小林保健所等へ、【保健部】は学校医へ速やかに連絡し、患者の措置に万全を期す。

2 生徒が罹患した場合

感染症・食中毒発生 ↓	感染症・食中毒と判明又は疑いがある場合には、保護者は自主的に生徒を欠席させ、状況を【担任】に連絡する。(徹底するよう事前に十分指導しておく) 【担任】は速やかに【校長】へ報告し、また【保健部】にも連絡する。
状況確認 ↓	【担任】は数日間に接触した者を確認し、連絡及び注意を伝えて様子を見る。
処置 ↓	医師の診断を受けさせ、診断書を【担任】へ提出させる。 完治又は他人へ感染がないと医師の判定が出るまでは、自宅で治療・待機させる。
他の生徒への対応 ↓	【担任・部顧問・保健部】は、罹患した生徒の学級や部活動の生徒など数日間に接触した者へ、速やかに連絡及び注意を与え、健康状況を観察させる。 【保健部】は、必要に応じて生徒・保護者への対応策をプリント等で指示し、罹患防止に努める。
関係機関への連絡 ↓	【校長】伝染病が報告された場合や食中毒が集団的に発生した場合には、速やかに、県教育委員会及び小林保健所等へ連絡する。 【保健部】は学校医へ連絡し、患者の措置に万全を期す。 【校長・副校長(教頭)・事務長】マスコミへの対応を行う。
緊急対策会議	臨時職員会議を開き、原因の究明、当面の対応などについて協議する。

14 データの漏えいがあったときの対応手順

宮崎県教育情報通信ネットワーク(教育ネットひむか)システムにおける緊急時対応手順

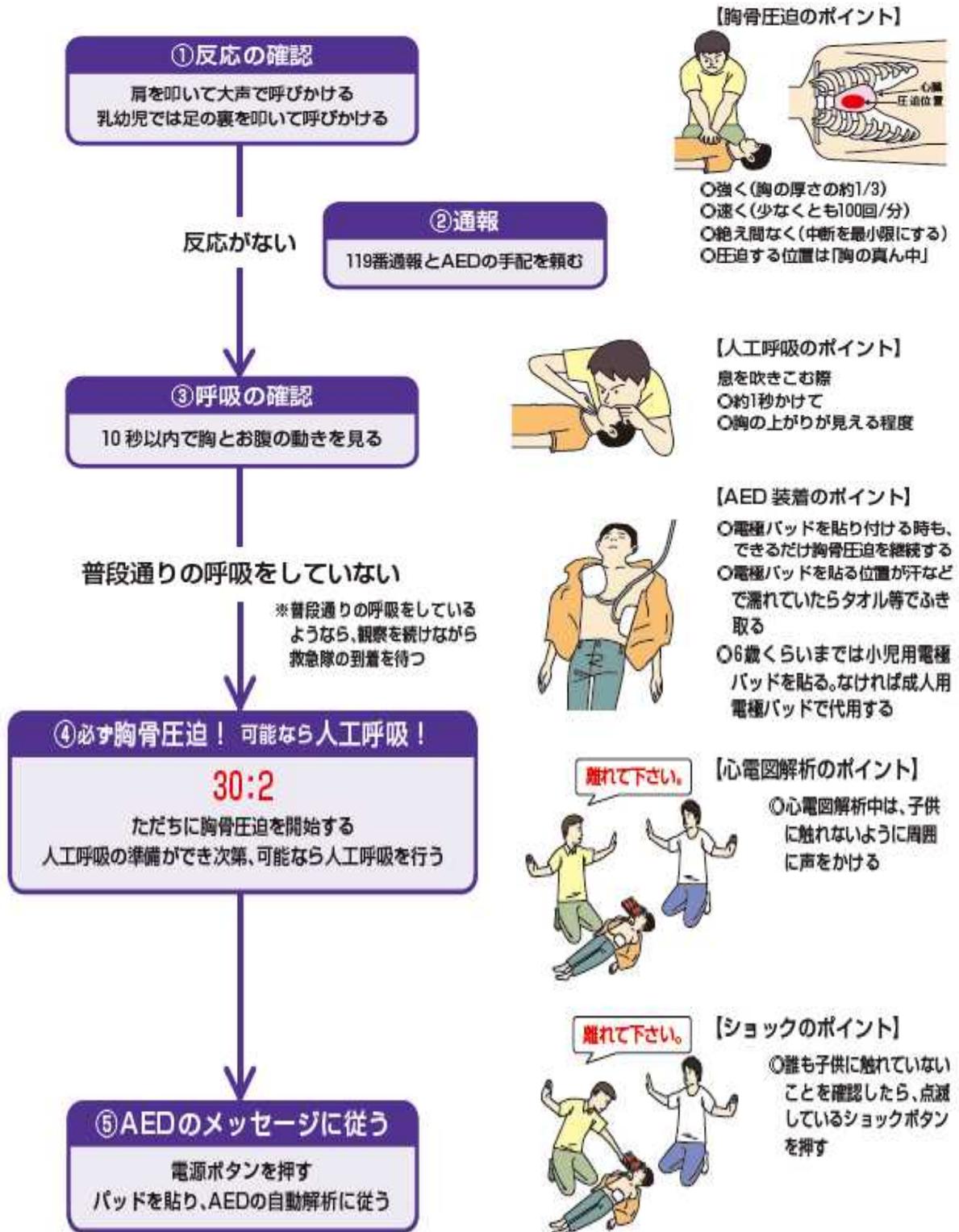


Ⅶ 別 紙

1 心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または生徒に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められる

まで心肺蘇生を続ける



2 生徒の引き渡し緊急連絡カード

生徒の引き渡し緊急連絡カード

生徒名		性別	男 女	学年 学科	年 科 () 番
住所	電話 ()				
保護者名		児童生徒との関係			
本校に在籍する 兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 科 () 番 氏名 ()	年 科 () 番 氏名 ()		
緊急時の連絡先 ①	電話 () 携帯電話 ()				
	メールアドレス ()				
緊急時の連絡先 ②	電話 () 携帯電話 ()				
	メールアドレス ()				
引き取り者名		本人との関係			
避難場所					
引き渡し日時	月 日 ()	時 分	教職員名		

※太線内について記入をお願いします。緊急時の連絡先は1件でも構いませんが2件ある場合は記入をお願いします。

引き取り者がいない生徒への配慮

- 1 生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて落ち着かせる。
- 2 必ず教職員が付き添い、生徒に安心感を与える。
- 3 家族等と連絡が取れない場合は、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- 4 生徒等には不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- 5 電話や通信機能が回復すれば、保護者等の勤務先または緊急連絡先に連絡を取る。

火山噴火災害対策マニュアル



宮崎県立小林秀峰高等学校

火山噴火災害対策

I 防災計画

1 避難勧告段階における学校の対策

校長は、学校所在地が避難対象地区となり「避難準備、避難勧告、避難指示」を発した旨の連絡を受けるか、又はそれを知った場合は、職員及び生徒に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) 生徒が家庭にいる場合

① 校長の措置

校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は休校とする。

事前に登録してある安心安全メールにより職員、保護者に休校の連絡を行う。

安心安全メール未登録者には、担任が直接連絡をする

② 生徒の対応

生徒は、避難措置が発せられた場合は、登校せず自宅待機とする。また避難区域の生徒は保護者とともに指定避難所へ避難する。

(2) 生徒が学校にいる場合（秀峰農場含む）

① 校長の措置

校長は、ただちに授業を中止し、帰宅経路が安全な場合は帰宅させ、それ以外の場合は家族に引き渡す。家族に引き渡せなかった生徒は、安全な場所で保護し、保護者に連絡する。

② 職員の対応

定められた役割に従い、災害活動に従事する。

(参考)

避難措置（避難勧告・避難指示）が発せられる場合は、噴火警戒レベルが4（同等）以上になった場合と考えられる。（次頁の平成30年改定 新燃岳噴火レベル参照）

2 噴火警戒レベル

平成30年3月29日改訂

予報 警報	対象範囲	警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火 警報	居住地及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している状態にある。
		レベル4 (避難準備)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能性が高まっている)
	火口から居住 地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った 場合には、生命に危険が及ぶ)噴火が発生あ るいは発生すると予想される。
噴火 予報	火口内等	レベル1 (活火山であるこ とに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、 火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出 等が見られる(この範囲に入った場合は生命 に危険が及ぶ)

3 本校独自の火山噴火ランク(上記のレベルと違います)

火山噴火レベル	対 応 等
ランク3 (→P27)	自治体単位避難相当。社会機能、交通機関、情報連絡網マヒ。 関係機関の指示で行動。専門家の助言と連携。 本校対策マニュアル(学校防災 <火山噴火ランク3>)で行動。
ランク2 (→P28~P29)	噴火により噴石、降灰などで公共交通機関が運休になり、緊急を 要する場合。関係機関の情報収集。専門家の助言と連携。 本校対策マニュアル(学校防災 <火山噴火ランク2>)で行動。
ランク1 (→P30)	火口内で火山灰の噴出等が見られるが、特に緊急を要しない場合。 平常授業。全校集会で注意喚起。関係機関の情報収集。 本校対策マニュアル(学校防災 <火山噴火ランク1>)で行動。

II 指令系統

校 長 → 副校長・教頭・事務長 → 校内各災害担当職員

III 学校内組織

<u>自衛消防本部長</u>	校 長 （管理権原者） 自衛消防隊に対する指揮・命令・監督等を行う。
<u>自衛消防副本部長</u>	副校長(教頭) （防火管理者） 本部長を補佐し、本部長が不在時は、その任務を代行する。
<u>本 部 付</u>	事務長・教務主任・生徒指導主事・学年主任 環境美化部主任（防災士） 初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防本部長への報告連絡を行う。
任 務	
各 係	役 割
①情報連絡係 (教頭・教務主任、教務部)	人的・物的被害その他の異常事態を各係から報告を受け、本部長へ連絡する。行方不明生徒の捜索を巡視係に依頼する。 また、学校ウェブサイト等を利用し情報伝達を行う。
②避難誘導係 (各学年主任、担任) ----- (渉外部主任、渉外部)	体育館や教室または校庭への誘導に当たる。避難経路の安全確認を行う。生徒の点呼結果を情報連絡係に報告する。 ----- 保護者への生徒の引渡しを行う。保護者・地域住民への対応。
③消火・巡視係 (環境美化部主任、環境美化部) ----- (生徒指導主事、生徒指導部)	初期消火、ガス器具の元栓閉止、水道等の元栓閉止や理科薬品保管庫等の点検を行う。これらの結果を情報連絡係に連絡する。 ----- 行方不明生徒の捜索、校舎の被害の確認を行う。これらの結果を情報連絡係に連絡する。
④救護係 (保健主事、保健部)	救急用品の確保、負傷者への救急処理を行う。重傷者の移送等について救急車の手配をするように情報連絡係に依頼する。
⑤非常持出搬出係 (教務主任、教務部)	校舎内での火災や校舎への延焼の恐れのある場合は、非常持ち出し品を搬出し管理する。なお、その必要がない場合は、他係への応援要員となる。
⑥放送係 (事務主任、事務部)	災害発生確認後、緊急放送、通報等を行う。また、校内放送での避難誘導、災害状況等の情報連絡を行う。
⑦秀峰農場・高原農場係 (農場長)	災害発生確認後、農場、移動バスにおいて、命の安全を最優先に考え行動を指揮する。また人的、物的被害を最小限に留めるように、あらゆる対策、手段を講ずる。災害状況、人員確認後、情報連絡係りに報告する。

IV 具体的な対策

1 学校防災 <火山噴火ランク3>

火山噴火の前兆現象から本格的な噴火にいたるまでの経過の想定

チェック

避難準備、避難勧告、避難指示の発令 ↓	学校所在地が避難準備、避難勧告、避難指示の避難対象地区となった場合。 <div style="text-align: right;">時刻の確認 <input type="checkbox"/></div> <div style="text-align: right;">(:)</div>
校長判断	<p>【校長】→生徒が家庭にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校の判断をする。 ・事前に登録してある安心安全メールにより職員、保護者に休校の連絡を行う。 安心安全メール未登録者には担任が直接連絡をする。 <p>【校長】→生徒が学校にいる場合（秀峰農場含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただちに授業を中止し、帰宅経路が安全な場合（公共交通機関が動いている）は帰宅させ、それ以外の場合は家族に引き渡す。家族に引き渡せなかった生徒は、校内の安全な場所で保護し、保護者に連絡する。
考えられる対応	<ol style="list-style-type: none"> ①職員の非常参集計画。 ②避難地区対象者（生徒）の把握と避難先場所の確認。 ③避難情報の収集。 ④自治体との連携。 ⑤教育委員会の指示。 ⑥専門家の助言。 ⑦今後の対応について関係機関との連携。 ⑧秀峰農場への対策。
関係諸機関への連絡	<p>【校長】の判断によって行う。</p> <p>情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスコミ等との対応、再発防止策等の検討。</p>

2 学校防災 <職員在勤中の火山噴火ランク2>

火山噴火の前兆現象から本格的な噴火にいたるまでの経過の想定

チェック

噴火(爆発)発生 ↓	<p>【生徒】→窓ガラスから離れ、身を隠すなどの措置。</p> <p>【職員】→出口の確保を図った後、生徒の気持ちを落ち着かせ、時刻の確認□ 身の安全を図る。 (:)</p>
避難通報・誘導	<p>【事務】→次の内容を放送。「火山が噴火しました。生徒は安全のために自分の教室へ避難してください。窓ガラスとカーテンを閉め、窓ガラスから離れてください。屋外にいる生徒は直ちに自分の教室へ避難してください。」(繰り返す)</p> <p>※噴火後10分～20分の間に噴石、降灰の恐れあり(小林市内)。</p> <p>【副校長(教頭)】→秀峰農場(農場長)へ連絡。時刻の確認□ (:)</p>
状況把握 ↓	<p>【副校長(教頭)・教務主任】→関係機関の情報収集、秀峰農場の状況把握。噴火規模(噴火警戒レベル:レベル)風向確認(の風、 市 方向)【各学年主任・各学年副担任】→噴火、噴石、降灰の状況を見はからい、避難路や落下物等の点検。→【副校長(教頭)】へ報告。</p> <p>【環境美化部主任・部員】→校舎等の破損状況と、火気、電源等の点検確認。 →【副校長(教頭)】へ報告。</p>
校長へ連絡	<p>【教務主任】→報告を受け→【校長】へ連絡。</p> <p>【校長】→関係諸機関との連携。</p>
避難誘導放送 ↓	<p>【事務】→次の内容を放送。</p> <p>「生徒は自分の教室で待機してください。空振で窓ガラスが割れる危険があります。窓ガラスから離れてください。」(繰り返す)</p> <p>【副校長(教頭)】→秀峰農場(農場長)へ屋内待機と帰校の連絡。人員の把握。</p>
避難確認 ↓	<p>【担任】→避難集合後直ちに人員点呼→【学年主任】に報告(学年主任が教室を巡回)。</p> <p>【生徒指導主事・部員】→可能な限り校内を回り、避難が終了しているか確認。</p> <p>【学年主任】→各教室を巡回し、担任から点呼結果の報告を受ける。→【副校長(教頭)】に報告。</p> <p>【副校長(教頭)】→不明の生徒がいる場合→【生徒指導主事】に捜索を依頼。</p> <p>【副校長(教頭)】→避難状況、点呼結果等→【校長】に報告。時刻の確認□</p> <p>【担任】→生徒には、教室から勝手に離れないように指示。 (:)</p>
救護 ↓	<p>【保健部主任・部員、養護教諭】→けが人等がいる場合は、その処置。</p>
校長判断 学校待機 下校の判断 ↓	<p>【校長】→関係機関との連携。生徒の下校または学校待機の判断。</p> <p>【副校長(教頭)】→下校経路の安全が確保(公共交通機関が機能している)されていることを確認し、保護者へ連絡し下校させる。</p> <p>【副校長(教頭)・担任】→生徒を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合(公共交通機関が機能していない)は、[生徒引き渡しカード]を作成し保護者の署名により、生徒を保護者へ引き渡し、保護者と一緒に下校させる。帰宅が困難な生徒は、保護者へ引き渡すまで校内の安全な場所で保護。</p>
善後策の協議	<p>必要に応じて行う。</p>
関係諸機関への連絡	<p>【校長】の判断によって行う。情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスコミ等との対応、再発防止策等の検討。</p>

3 学校防災 <職員・生徒が不在中の火山噴火ランク2>

火山噴火の前兆現象から本格的な噴火にいたるまでの経過の想定

チェック

噴火(爆発) 発生 ↓	重大な被害をもたらす噴火(爆発)の場合で、学校にも被害が予想される時。 時刻の確認□ (:)
被害状況 確認	【校長・副校長(教頭)・事務長】→可能であれば来校し、被害状況を把握する。 →関係機関と連携。 →職員の出勤要請をするか判断。 噴火規模(噴火警戒レベル：レベル)風向確認(の風、 市 方向)
職員への出勤 要請をする場 合の職員連絡 (内容) ↓	【校長・副校長(教頭)】→災害の程度に応じた参集体制、連絡体制(安心安全メール)により職員に周知する。出勤可能な職員の人員や参集方法を把握する。 出勤を要請する場合、各職員の被災状況の把握にも努める。 【全職員】 安心安全メールにより次の事項を連絡する。 『この度の噴火(爆発)に際し、最善策を協議して対策を講ずる必要がありますので、出勤が可能であれば出勤してください。また先生方の被災状況について、報告の必要があるものについては管理職に連絡してください。出勤する場合は必ず火山からの風向きや、噴石、降灰、道路事情を必ず調べて安全を考慮してください。』
生徒確認 (内容) ↓	【副校長(教頭)】→担任へ連絡し、安心安全メールを通じて、生徒の安全と被災の状況を確認する。 【副校長(教頭)・教務】→生徒へは安心安全メール(未登録者には、担任が直接連絡をする)により、次のことを連絡する。 『今の噴火(爆発)で、生徒本人は怪我などしていませんか。被害の状況と連絡先(避難所)などを担任に知らせてください。』 【副校長(教頭)・担任】→生徒の状況把握。
関係諸機 関への連絡 ↓	【校長】の判断によって行う。 情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスク等との対応、再発防止策等の検討。
緊急対策 会 議	臨時職員会議を開き、次の事項を協議する。 ① 現在の状況確認。 ② 不足の情報収集方法、関係機関の情報収集。 ③ 伝達手段の確保。 ④ 本校が避難所になった場合の学校管理体制。 ⑤ 当面の生徒への措置。 ⑥ 出勤不可能な職員の措置。 ⑦ 校内における降灰処理対策(委員会の支持に従い対応)。 ⑧ 秀峰農場への対策。

4 学校防災 <職員在勤中の火山噴火ランク1>

火山噴火の前兆現象から本格的な噴火にいたるまでの経過の想定

チェック

噴火(爆発)発生 ↓	<p>【生徒】→窓ガラスから離れ、身を隠すなどの措置。</p> <p>【職員】→出口の確保を図った後、生徒の気持ちを落ち着かせ、身の安全を図る。</p> <p style="text-align: right;">時刻の確認□ (:)</p>
状況把握 ↓	<p>【副校長(教頭)・情報広報部主任】→関係機関の情報収集、秀峰農場の状況把握。</p> <p>噴火規模(噴火警戒レベル：レベル)風向確認(の風、 市 方向)</p>
校長へ連絡 校長判断 ↓	<p>【副校長(教頭)・情報広報部主任】→関係機関の情報と噴火の状況。→【校長】へ連絡。</p> <p>【校長】→校舎屋内への避難が必要か判断、秀峰農場建屋内への避難が必要か判断。</p>
屋内への避難 が必要と判断 した場合 避難通報・誘導	<p>【事務】→次の内容を放送。</p> <p>「火山が噴火しました。生徒は安全のために自分の教室へ避難してください。窓ガラスとカーテンを閉め、窓ガラスから離れてください。屋外にいる生徒は直ちに自分の教室へ避難してください。」(繰り返す) 時刻の確認□</p> <p>※噴火後10分～20分の間に噴石、降灰の恐れあり(小林市内)。 (:)</p> <p>【副校長(教頭)】→秀峰農場(農場長)へ連絡。</p>
校長判断 ↓	<p>【校長】→関係諸機関との連携。(早期下校等)</p> <p>全校集会または全校放送が必要か判断。(初回の噴火時は必ず実施)</p>
全校集会 全校放送 ↓	<p>【副校長(教頭)】→全校集会または全校放送を行う旨の放送。秀峰農場へ帰校の連絡。</p> <p>場所：教室または体育館</p>
人員確認 ↓	<p>【担任】→人員点呼→【学年主任】に報告。</p> <p>(教室待機の場合、学年主任が教室を巡回する。)</p> <p>【学年主任】→点呼結果(教室待機の場合は各教室を巡回し担任から点呼結果の報告を受ける)→【教頭】に報告。</p> <p>【副校長(教頭)】→点呼結果等→【校長】に報告。</p> <p>【担任】→生徒には、教室または体育館から勝手に離れないように指示。</p>
全校集会・全 校放送におけ る確認事項 ↓	<p>【校長・副校長(教頭)】→次の事項を全校生徒に確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①命の安全を最優先に考えて行動すること。 ②火山噴火による、噴石、降灰へ注意。交通事故。健康被害(マスク)。 ③登下校時に噴火が起きた場合の措置。(近くの民家、建物に避難) ④想定以上の噴石、降灰がある場合の自宅待機と学校待機。 ⑤学校開始時刻の変更がある場合の緊急連絡網の確認。 ⑥早期下校がある場合の生徒への注意。 ⑦その他(今後の予想など)
善後策の協議	<p>必要に応じて行う。</p>
関係諸機関への連絡	<p>【校長】の判断によって行う。</p> <p>情報の処理、被害状況報告書等の作成と県教育委員会への報告、マスク等との対応、再発防止策等の検討</p>

V 防災関係機関連絡窓口

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	
宮 崎 県	災害対策本部	☎ 0985-26-7066	宮崎市橋通東 2-10-1
	危機管理室	☎ 0985-26-7066	同上
	河川課	☎ 0985-26-7184	同上
	小林土木事務所	☎ 0984-23-5165	小林市細野 367-2
	西諸県農林振興局	☎ 0984-23-3164	同上
	小林保健所	☎ 0984-23-3118	小林市堤字金鳥居 3020-13
	小林警察署	☎ 0984-23-0110	小林市堤 3020-13
第十管区海上保安本部 宮崎海上保安部	警備救難課	☎ 0987-22-3021	日南市油津 4-12-1
宮崎河川国道事務所	大淀川砂防出張所	☎ 0984-42-1364	高原町西麓大迫 187-1
宮崎地方气象台		☎ 0985-25-4033	宮崎市霧島 5-1-4
西諸広域行政事務組合消 防本部	中央消防署	☎ 0984-23-0119	小林市真方 493
陸上自衛隊	第 24 普通科連隊	☎ 0986-33-3904	えびの市大河 4455-1
航空自衛隊	新田原基地指令	☎ 0983-35-1121	児湯郡新富町新田
日本赤十字社	宮崎県支部	☎ 0985-22-4045	宮崎市別府町 3-1
西諸医師会		☎ 0984-23-2113	小林市細野 2234
九州旅客鉄道（株）	宮崎総合鉄道事業部	☎ 0985-51-5988	宮崎市東大淀 2-60
宮崎交通（株）	小林管理所	☎ 0984-23-3123	小林市細野 2152
西日本電信電話（株）	宮崎支店	☎ 0985-23-8726	宮崎市広島 1-5-3
九州電力（株）	宮崎営業所	☎ 0985-26-9013	宮崎市橋通西 4-2-23
	都城営業所	☎ 0120-986-705	都城市姫城町 33-5
日本通運	宮崎支店	☎ 0985-22-2182	宮崎市高千穂通 2-6-18
日本放送協会	宮崎放送局	☎ 0985-22-3610	宮崎市江平西 2-2-15
高原町役場	高原町役場農村建設課	☎ 0984-42-2111	高原町大字西麓 899
国民健康保険高原病院		☎ 0984-42-1022	高原町大字西麓 871

VI 火山噴火防災について

1 はじめに

2011年 霧島山（新燃岳）噴火について

- ・霧島山は、比較的小さな火山が集まってできている火山群です。
- ・新燃岳における前回のマグマ噴火は、享保の噴火（1716年～1717年）で60名以上の死傷者がでました。
- ・2011年の爆発的噴火（1月27日、2月14日）により、風によって遠くまで運ばれて新燃岳の風下に落下する噴石（こぶし大）や火山灰、空振（くうしん）^{くうしん}によるケガやガラスの破損等の被害がでました。

「霧島山（新燃岳）噴火時に噴石等から身を守るために」の必要性について

- ・噴石（こぶし大）、火山灰、空振は、基本的には室内に避難するなどの身を守る行動で被災をまぬがれることができ、必ずしも避難所への避難が必要ではありませんが、人命に影響があることも可能性として考えておかねばなりません。
- ・噴石、降灰にともなう交通事故などの二次災害も十分気を付けておかねばなりません。

2 噴石等から身を守るために

(1) 新燃岳噴火で確認されている2種類の噴石（こぶし大）について

噴石（こぶし大）の種類	特徴	噴火事例
① 軽石状の噴石	<ul style="list-style-type: none"> ・噴煙がしばらく立ち上がるような噴火で飛び出したもの。 ・軽石状なので比較的軽く、より遠くまで風に運ばれやすい。 	【1月27日噴火】 <ul style="list-style-type: none"> ・火口から約7km離れた御池小学校に7～8cmの噴石が落下。
② 溶岩の破片状の噴石	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発的噴火により山頂の溶岩を吹き飛ばしたもの。 ・溶岩が破碎（はさい）^{はさい}されたものなので、軽石状の噴石よりも重く、尖とが（とが）^{とが}尖っている。 	【2月14日噴火】 <ul style="list-style-type: none"> ・1～3cmの噴石が火口から約16km離れた小林市内へ落下。

(2) 風で流される噴石（こぶし大）の到達範囲



(3) 2種類の噴石（こぶし大）の噴出から落下までの時間

① 軽石状の噴石

地下から上昇したマグマが地表に噴出し、噴煙に乗り上空に吹き上げられます。その後、軽石状の噴石は比較的軽いため、風に乗って風下側へより遠くまで運ばれ、ゆっくり降下します。

(例) 噴火確認から 1.0 km離れたところに落下するまでにかかる時間 の試算

噴煙高度 2,000 m、風速 15m/s、落下速度 5m/s の場合

約 18分と試算

② 溶岩の破片状の噴石

山頂にある、冷えて固まった溶岩が噴火の際に吹き飛ばされ、破片状になった噴石が噴煙にのって上空吹き上げられます。その後、風下側に流されて落下します。

(例) 噴火確認から 1.0 km離れたところに落下するまでにかかる時間 の試算

噴煙高度 2,000 m、風速 15m/s、落下速度 20m/s の場合

約 13分と試算

(4) 噴石による被害と対策

被害	空から硬い石が落下するため、物が壊れたり、直接人に当たった時はケガをしたりする可能性があります。
対策	噴石は噴火してから地面に降下するまで、火口からの距離にもよりますが、数分～十数分かかります。噴火に気づきさえすれば、建物や屋根の下に隠れるなどの身を守る行動をとることのできる時間があります。自宅や野外で活動する際の場所等が、火口からどれくらい距離で、方向かをあらかじめ確認しておきましょう。

(5) 火山灰による被害と対策

被害	火山灰による被害は様々で、尖った火山灰が体内に入ると、目、肺等の呼吸器に影響を与えます。火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によっては肺の奥深くまで入ることがあり、せきの増加や炎症など引き起こします。また水を含んだ火山灰は滑りやすくなるだけでなく、そのものが重くなることで建物等にも影響を与えます。
対策	マスクを着用しましょう。また、目に入った場合は無理にこすったりしないで目薬や水で洗い流しましょう。コンタクトレンズを着用している人は、角膜剥離を予防するため、降灰時には可能な限りコンタクトレンズをはずしておくようにしましょう。車のスリップ事故の危険性があります。登下校時は十分気を付けましょう。

(6) 空振による被害と対策

被害	空振とは爆発的噴火に伴い発生する空気の強い振動です。新燃岳の噴火でもガラスを割るなどの被害をもたらしました。
対策	新燃岳に面したガラス窓には、活動が活発な時は近づかないようにしましょう。また、ガラスに粘着テープやカーテンでガラスが飛び散るのを防ぎましょう。

3 おわりに

火山現象は多様であり刻々と変化します。天候や風向き、昼と夜でもそれぞれの対応が必要になります。その「被害」、「身の守り方」について知識を深めることが重要です。